

## 令和5年12月教育委員会定例会議事録

- 1 会議日時 令和5年12月26日(火) 16時45分から18時13分まで
- 2 会議場所 5階 第3委員会室
- 3 出席委員 中西委員、小原委員、北川委員、田崎委員、松尾委員
- 4 欠席委員 橋田教育長
- 5 出席理事者 教育総務部長、学校教育部長、総務課長、同課経理係長、生涯学習企画課長、同課総務企画係長、学校教育課長、同課生徒指導係長、同課教育指導係長、学校給食センター整備室長、教育研究所長、教育研究所教育支援係長 計12名  
(他議事担当2名：総務課総務係長、総務課主事)
- 6 付議事件
  - (1) 日程1 教育委員会議事録の承認について〔総務課〕
  - (2) 日程2 第62号議案 長崎市立小、中学校の通学区域等に関する規則及び長崎市学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則 〔学校教育課、健康教育課〕
  - (3) 日程3 第63号議案 長崎市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則 〔総務課〕
  - (4) 日程4 第25号報告 専行処分について(議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について) 〔総務課〕
  - (5) 日程5 第64号議案 長崎市学校運営協議会委員の委嘱について 〔学校教育課〕
  - (6) 日程6 第26号報告 長崎市教育支援委員会の審議結果について 〔教育研究所〕
  - (7) 日程7 第27号報告 専行処分について(職員の人事について) 〔総務課〕
- 7 傍聴者 なし
- 8 審議経過 以下のとおり(要点記録)

	<p>【16:45 開会】</p> <p>【日程1 教育委員会議事録の承認について】</p> <p>—原案のとおり承認—</p> <p>【日程2 第62号議案 長崎市立小、中学校の通学区域等に関する規則及び長崎市学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則】</p> <p>学校教育課長より説明</p> <p>—第62号議案 原案のとおり可決—</p>
--	---

	<p>【日程3 第63号議案 長崎市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則】</p> <p>総務課長より説明</p>
委員	<p>教育長の専決の例外は、想定される具体的な何か例がありますか。</p>
総務課長	<p>正直申しまして、今のところ具体的にこれというのはいないんですけれども、右の理由欄に記載のとおり、権限の濫用を防ぐために、規定を置いています。</p>
委員	<p>セーフティネットみたいなものですね。</p>
総務課長	<p>そうですね、近いものと見えます。</p>
委員	<p>改正後の第3条1項、2項で、教育長に臨時に代理させることができるという表現になっていて、地教行法に合わせるというようなことが書いてありますけれども、この法律は、どのように規定されているんですか。</p>
総務課長	<p>実務上としては教育委員会の代理というか、教育委員会の名前でというような意味合いではあるんですけども。委任と対義して、こういったものが書かれていると思うんですが。地教行法の第25条になりますけれども、「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、または教育長をして臨時に代理させることができる」というような表現になっております。その代理というのが行政庁の権限をほかのものが代わって行使することを言うということで、委任と異なり、その権限は依然として代理される行政庁に属し、その行為は代理人が代理させた行政庁に代わってするものであることを示すとともに、その行為のほかは本人に属するというふうな趣旨になります。</p>
委員	<p>もう1つ確認なんですけれども、これまでは専行できるものであっても、特に重要なものは委員会の決定が必要だったりとか、あるいは専行できないものであったとしても、緊急やむを得ないときは専行できるとかというような建てつけになってたと思うんですが、趣旨自体は変わらないという理解でよろしいんですか。</p>
総務課長	<p>はい。委任、代理、専決という言葉で分類をさせていただいたところですよ。</p> <p>—第63号議案 原案のとおり可決—</p> <p>【日程4 第25号報告 専行処分について（議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について）】</p> <p>総務課長より説明</p>

委員	給付金の受け取りを辞退する方が出るのでしょうか。
総務課長	そうですね、私達の想定としては多分いないんだろうなとは思いますが、やはりそういった道を残しておかないといけないかなど。基本的に全員支給するという形ですが、そう思われる人がいる可能性があるということです。
委員	そうですね、大谷選手の子どもだったら辞退するかもしれない。それはそれということで、あり得るかもしれないですね。
総務課長	そうですね、可能性はゼロではないので、それを手続を残しておくということでございます。
<p align="center">－第25号報告 原案のとおり承認－</p>	
<p align="center">----- 以下、所管事項報告 -----</p>	
<p>1 報告事項</p>	
<p>(1) 令和5年12月長崎市議会定例会の報告について報告を行った</p>	
<p>(2) 令和5年度第1回長崎市社会教育委員会議の協議結果について報告を行った</p>	
<p>(3) 「令和6年度全国学力・学習状況調査」の実施方針について報告を行った</p>	
<p>(4) (仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業に係る優先交渉権者の決定について報告を行った</p>	
<p>(5) 長崎市中学校男女兼用ブレザータイプ制服の導入について報告を行った</p>	
<p>2 今後の会議関係</p>	
<p>(1) 1月定例会 (予定)</p>	
<p>1月23日火曜日15時00分から〔場所 5階 第2委員会室〕</p>	
<p>(2) 2月定例会 (予定)</p>	
<p>2月6日火曜日15時00分から〔場所 未定〕</p>	
<p>(3) 2月定例会 (予定)</p>	
<p>2月27日火曜日17時30分から〔場所 未定〕</p>	
<p>3 今後の行事関係</p>	
<p>今後の行事関係の日程確認</p>	
<p>-----</p>	
<p>【日程5 第64号議案 長崎市学校運営協議会委員の委嘱について】</p>	
<p>※個人の情報を取り扱う議案に係る部分の掲載を省略しています。</p>	
<p>【日程6 第26号報告 長崎市教育支援委員会の審議結果について】</p>	
<p>※個人の情報を取り扱う議案に係る部分の掲載を省略しています。</p>	
<p>【日程7 第27号報告 専行処分について (職員の人事について)】</p>	

※個人の情報を取り扱う議案に係る部分の掲載を省略しています。

【18：13閉会】

署名委員

-----

署名委員

-----